

## 在宅介護を支える介護保険サービスの維持継続に向けて、制度の立て直しを求める 意見書

介護保険制度が施行されて25年、この間の介護従事者への処遇改善の対応は、加算方式であり基本報酬はほとんど上がっていない。全産業平均の賞与込み給与に対し、介護職は月額8万3,000円低い状況にある（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より。）。株式会社東京商工リサーチの調査によれば、2024年は全国で過去最多の179件の介護事業者が倒産（前年比36.6%増）、ヘルパー不足や基本報酬のマイナス改定などが影響し、訪問介護が過去最多の86件である。規模別では従業員数10名未満の小規模事業者が8割超となった。介護を担う人材の不足は深刻さを増し、「制度はあってもサービスはなし」という現実が迫っている。

増加する単身の高齢者世帯も2050年には4割を超えると言われており、住み慣れた地域で暮らし続けられる在宅サービスの継続が必要である。在宅サービスは施設サービスに比べ、介護保険財政も抑えることができ、在宅サービスの継続に向けて、制度の改善とともに自治体としての支援も求められる。

このほど他団体と連携し、市内37の訪問介護、通所介護事業所の実態調査を行った。処遇改善の申請状況は厚生労働省の令和6年度介護従事者処遇状況等調査結果よりもかなり低く、約9割が加算Ⅱの取得であり、加算方式が実質的な賃上げにはつながっていたとは言い難いものである。また、約6割の事業所が報酬の低い要支援の利用者を受け入れている。市内の訪問介護や通所介護事業所では、特に小規模事業所において、加算方式の処遇改善では事業所の体力は弱まり、基本報酬の引上げがないこと等による人材不足の影響から、経営継続が厳しい状況が見られた。約36%の事業所が赤字であり、約91%において人材確保には基本報酬の増額が必要と回答している。

特に2024年の改定で基本報酬を引き下げられた訪問介護事業においては、利用者宅から利用者宅に移動する費用と時間への保障がなく、加えて利用者の入院等による急な収入減が経営に大きな影響を及ぼしている。

よって、本市議会は、国に対し、次の事項を求める。

- 1 介護保険の基本報酬を増額すること。
- 2 引き下げられた訪問介護の基本報酬を早急に戻すこと。
- 3 介護保険財源に対する国庫負担割合を引き上げること。
- 4 訪問介護において、移動に対する支援、入院や入所や死亡等の利用減による収入減に対して、雇用と経営の安定に向けた支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月22日

内閣総理大臣  
総務大臣殿  
財務大臣  
厚生労働大臣

座間市議会議長 松橋淳郎